

レポート、論文作成時の注意【重要】

～盗用・剽窃行為などの禁止事項について～

レポートや論文を作成する際に、書物やウェブサイトの情報を参考にすることはよくあることです。しかし、参考にした情報の利用の仕方を誤ると「盗用・剽窃行為※」とみなされ、試験における不正行為と同様に学術院による処分の対象となる場合があります。

このようなことのないよう、以下の注意事項をよく理解してレポート、論文作成を行ってください。

※剽窃（ひょうせつ）：他人の文章・語句・説などをぬすんで使うこと（岩波国語辞典・第五版）。

◆「盗用・剽窃」とみなされる行為

書物、ウェブサイトなどの他人の文章、資料を、出典を明示せずにその全部または一部をレポート、論文に記載すること。

（出典を明示すれば「引用」としての利用となり、盗用・剽窃にはあたりません。下記参照。）

<補足>

文章の文体や細部の表現を意図的に変更したり内容の要約を利用した場合も、盗用・剽窃行為とみなされます。なお、これらの不正行為が発覚した場合、登録科目無効を伴う停学処分をはじめとする厳格な処罰を適用します。

◆「引用」としての利用方法

自分の考えをレポート、論文で述べる上で、他人の文章や資料を利用する際は、その出典を明示することで「引用」「参照」とすることができます。その際の一般的ルールは以下のとおりです。

引用には著者が書いた原文通りに引用する直接引用と、間接引用がある。直接引用のうち、引用部分が短い場合には全体を「 」でくくり、ページ数を明記する。引用部分が3行以上に渡る場合は、段落を分けてブロックで引用し、ページ数を明記する。間接引用では、読んだ内容を自分の言葉でパラフレーズして引用する。いずれの場合も、著者名・発行年を明記し、どこからどこまでが引用なのかがわかるように書く。

また、文中で引用した文献は、稿末に引用文献のリストを掲載する。

書物であれば著者名、著書（あるいは論文や記事）のタイトル、該当ページ、出版社、出版年を明示する。

ウェブサイトの場合は著者名、タイトル、アドレス、アクセスした日付を明示する。

◆注意

上記は本学術院が学生諸君に求める最低限のルールです。引用方法等の詳細については各

自分で詳しく調べてみてください（各教員から方法について指定される場合もあります）。

また、基本的なことですが、ルールに則っているからといっても引用が多すぎるレポート、論文は問題があります。バランスについてもよく考えてください。

以 上